

鈴鹿市職員等公益通報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令違反等に関する通報を職員等から受け付ける体制を整備し、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、不正を未然に防止するとともに、透明で公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「法令違反等」とは、職員の職務遂行に当たっての次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令等に違反又はこれに至るおそれのある行為
- (2) 人の生命、身体、健康、財産等に対し、重大な影響を及ぼすおそれのある行為

第3条 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、消防機関及び上下水道事業（以下「市の機関」という。）に属する職員（一般職の非常勤職員及び特別職の職員を含む。）並びに職員であった者（退職後1年を経過しない者に限る。）
 - (2) 市の機関を役務の提供先とする派遣労働者及び派遣労働者であった者（当該役務の提供の終了後1年を経過しない者に限る。）
 - (3) 市の機関との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する労働者及び労働者であった者（当該事業への従事の終了後1年を経過しない者に限る。）
- 2 この要綱において「通報」とは、法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。
- 3 この要綱において「通報者」とは、次条第1項の窓口に通報を行った職員等をいう。
- 4 この要綱において「相談」とは、通報に先立ち若しくはこれに関連して違法性の有無に関する質問を行うこと又は必要な助言を受けることをいう。
- 5 この要綱において「相談者」とは、次条第1項の窓口相談を行った職員等をいう。

- 6 この要綱において「受理」とは、次条第1項の窓口に対してなされた通報について、調査又は是正措置を行う必要性があるものとして受け付けることをいう。

(通報窓口及び方法)

第4条 通報は、総務部を窓口とする。

- 2 職員等は、前項の窓口にて、相談を行うことができる。
- 3 通報は、文書（封書）、電子メール又はファクシミリ等により行うものとする。

(通報対応に係る職員の責務等)

第5条 通報対応に係る責任者（以下「通報対応責任者」という。）は、総務部に置く。

- 2 通報対応責任者は、通報窓口に対して通報又は相談が行われた事案が市長その他幹部職員に関係する場合は、これらの者からの独立性を確保する措置をとらなければならない。
- 3 通報対応責任者は、通報又は相談の対応を行う職員であり、かつ、当該通報又は相談を行った職員等を特定させる事項を伝達される者を、通報対応従事者に指定する。
- 4 通報対応従事者は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。
- 5 通報対応従事者は、利益相反関係を有する案件についての通報又は相談への対応に関与してはならない。

(通報者の責務)

第6条 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。

- 2 通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。
- 3 通報者は、当該通報に係る調査に協力しなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報対応従事者は、通報を受けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実の把握に努めるとともに、通報者に対し、不利益取扱いのないこと及び秘密が保持されることを説明しなければならない。ただし、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 通報対応責任者は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理

しない旨及びその理由を、通報者に対し通知しなければならない。ただし、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第8条 通報対応責任者は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、20日以内に通知しなければならない。ただし、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 関係者からの事情の聴取、書類の閲覧その他の必要な調査は、総務部が行うものとする。
- 3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 4 調査中は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を取りまとめ次第、通知するよう努めなければならない。ただし、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 調査を受ける所属及び職員は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。
- 6 前項の所属及び職員は、通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

（是正措置等）

第9条 市長は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じるものとし、必要があるときは、関係職員の処分を行うものとする。

- 2 市長は、法令違反等が第3条の市長以外の機関（以下「市の他の機関」という。）に関するものであるときは、市の他の機関の長に調査結果を報告するとともに、必要な是正措置を講じるよう要請するものとする。
- 3 前項により要請を受けた市の他の機関の長は、必要な是正措置を講じるとともに、結果を市長に報告しなければならない。

- 4 市長又は市の他の機関の長は、通報対応終了後、是正措置等が十分に機能しているかについて適切な時期に確認し、必要があるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めなければならない。

(是正措置等の通知)

第10条 通報対応責任者は、前条の是正措置等の内容について、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し通知するよう努めなければならない。ただし、匿名による通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(通報者等の保護)

第11条 通報者等は、通報又は相談をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 市長又は市の他の機関の長は、通報又は相談したことを理由として、通報者等に不利益な取扱いを行った者や正当な理由なく通報に関する秘密を漏らした者等に対し、適切な措置を講じるものとする。

- 3 市長又は市の他の機関の長は、通報処理の終了した後も通報者に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いや、法令違反等が解消したか等を適宜確認するなど、通報者に対し十分な配慮を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。